

第31回食品表示部会の検討議題
(2003年4月28日～5月2日、オタワ(カナダ))

1. 開催日時及び場所

- ・2003年4月28日～5月2日
- ・オタワ(カナダ)

2. 主要議題の検討内容

(1) コーデックス委員会その他の部会から付託された事項

- ・食品表示部会の付託事項に係るトレーサビリティの検討

(2) 有機食品の生産、加工、表示及び流通のためのガイドライン案(ステップ6)

技術の進展等による基準や使用許可物資の見直し

(3) 遺伝子組換え技術/遺伝子工学で得られた食品の表示に関する勧告案

- ・定義(ステップ6)
- ・表示適用対象：3つの選択肢(ステップ3)
 - ① 產品の組成、栄養価、用途等が異なる場合のみに表示
 - ② ①に加え遺伝子組換え技術により得られたDNAまたは蛋白質が存在する場合も表示
 - ③ 遺伝子組み換え技術で得られたDNA等が存在していない場合も表示(全ての場合について表示)
- ・閾値水準(加工食品の混入率、意図せざる混入)(ステップ3)

(4) 栄養表示ガイドラインに関する修正案(ステップ6)

栄養に関する表示が適用される場合の必要な表示事項(栄養成分の量)

(特に、糖類、食物繊維、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウムの取扱いについて議論)

(5) 健康強調表示の使用に関する勧告案(ステップ6)

食品への健康強調表示(健康の維持増進に役立つ旨や疾病に関する危険度の低減に役立つ旨等の表示)

(特に、健康強調の内容(定義、健康強調が許される状況)について議論)

- (6) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示（ステップ3）
全ての食品に、原材料の重量についてパーセントの明記を義務化（参考1）
- (7) 原産国表示に関する作業ペーパー
 - 消費者の関心を踏まえて原産国表示の見直し（参考2）
- (8) 誤認しやすい表示に関する作業ペーパー
 - 誤認しやすい情報及び誤認防止措置の類型

○包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示（ステップ3）

（議題9：英國提案（CX/FL 03/11）／添付書類1）

〔仮訳〕

5. 追加的義務表示

5.1 量的原材料表示

5.1.1 混合物（mixture）又は組み合わせて（combination）販売される全ての食品には、以下の原材料（複合原材料の原材料を含む）について、重量による使用割合を明記しなければならない：

- a) 用語や絵によってラベル上で強調されているもの；又は
- b) 消費者によって食品と結びつけて考えられるもの；又は
- c) 食品の特徴付けにとって必須なもの；又は
- d) 混乱を招く恐れのある他の食品と区別するために必須なもの；又は
- e) 食品の名称中で明らかである；又は
- f) 消費者の健康の増進や誤認を防ぐために（当該）国の機関が明記することが必要であるとみなすもの

ただし、以下の場合は明記する必要はない。

- g) 最終製品に重量で占める割合が2%以下の原材料であり、香料として使用される場合；又は
- h) 最終製品に重量で占める割合が2%以下の原材料であり、原材料の量と栄養上又は健康上の効果を消費者が合理的に関連付けて考えられる場合；又は
- i) コーデックスにおける特定の食品規格が、当該提案で記載される要件に一致しない場合

5.1.2 5.1.1で求められる情報は、最も近接するパーセント単位をもって、また、食品の重量に占める割合が5%以下の原材料である場合は、最も近接する0.5パーセント単位をもって、製品のラベルに明記されなければならない。

情報は、各原材料又は成分表4.2.2.1に記載されている一般的な分類名に隣接し

た製品ラベルに、以下のことが明記されなければならない。

- a) 原材料の多さを強調する場合は、最低パーセンテージ；又は
- b) 原材料の少なさを強調する場合は、最大パーセンテージ；又は
- c) 他の場合は、パーセンテージの概数

5.1.3 もし、

- a) 用語や絵によってラベル上で原材料の量が強調されている場合；又は
- b) 果実、野菜、（精白していない）穀物又は加えられた砂糖について明示又は暗示されている場合、

原材料の重量による使用割合は、特定の原材料を強調している用語又はイメージ、食品の一般的な名称、又は原材料リストに記載されている原材料に近接して、表示することができる。

PROPOSED DRAFT AMENDMENT TO THE GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF
PREPACKAGED FOODS
(Quantitative Ingredient Declaration Labelling)
(At Step 3 of the Procedure)¹

5. ADDITIONAL MANDATORY REQUIREMENTS

5.1 Quantitative Ingredient Declarations

5.1.1 Every food sold as a mixture or combination shall disclose the ingoing percentage, by weight, of any ingredient (including ingredients of compound ingredients) that

- (a) is emphasised on the label through words or pictures; or
- (b) is associated by consumers with the food; or
- (c) is essential to characterise the food; or
- (d) is essential to distinguish the food from others with which it may be confused; or
- (e) appears in the name of the food; or
- (f) the disclosure of which is deemed, by national authorities, to be necessary to enhance the health of consumers or prevent consumer deception.

Such disclosure is not required where

- (g) the ingredient comprises less than 2% of the total weight of the product and has been used for the purposes of flavouring; or
- (h) the ingredient comprises less than 2% of the total weight of the product and consumers have no reasonable expectation of a nutritional or health effect related to the amount of that ingredient; or
- (i) commodity-specific standards of Codex Alimentarius conflict with the requirements described here.

5.1.2 The information required in Section 5.1.1 shall be declared on the product label as a numerical percentage rounded to the nearest percentage point or, in the case of ingredients comprising less than 5% of the total weight of the food, to the nearest one-half percentage point.

The information shall be declared on the product label adjacent to each appropriate ingredient, or general class name as described in Section 4.2.2.1, listed in the ingredient list as

- (a) a minimum percentage, where the emphasis is on the large amount of the ingredient present, or
- (b) a maximum percentage, where emphasis is on the small amount of the ingredient present, or
- (c) an approximate percentage in all other cases

5.1.3 If

- (a) the quantity of any ingredient is emphasised on the label by words or pictures, or
- (b) an express or implied claim is made about the presence of any fruits, vegetables, whole grains or added sugars

the ingoing percentage, by weight, of each such ingredient may be given on the label either in close proximity to the words or images emphasising the particular ingredient, or beside the common name of the food, or adjacent to each appropriate ingredient listed in the ingredient list.

¹ Revised version prepared by the Working Group coordinated by the United Kingdom

我が国の考え方（案）

〔包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示〕

1. 検討内容

全ての食品に、原材料の重量についてパーセントの明記の義務化について議論。

2. 考え方

(1) 量的原材料表示は、消費者にとって、特定の製品において特定の原材料の使用量の多少が製品の品質を判断し、特定の製品を選択する際の重要な情報である。（ただし、消費者が関心を有する対象製品は、食生活の形態が相違することから、各国によって異なる。）

(2) 製造業者にとっては、量的原材料表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、多大な経済的負担が強いられる可能性がある。（表示に要する新たな経済的負担は結果的に消費者に転嫁）

(3) このため、量的原材料表示の対象を全ての食品とするのではなく、次の条件を満たす特定の食品及び原材料に限定して検討すべきである。

① 食品の特徴付けにとって必須のものであり、かつ、当該国の多くの消費者が当該原材料の使用量の多少が製品の品質を判断する上で重要であると考えているもの

② ①に該当する具体的な食品名、原材料名については、各國において規定

以上のように限定された食品について、製品の品質を一定とするために使用原材料の配合割合が変わることがあり得るので、通常の製造過程における原材料の使用割合の変化と表示の整合性について議論を深める必要がある。

〈第30回食品表示部会における議論（2002年5月）〉

（米国、カナダ、メキシコ、チリ、南アフリカ、スペイン、開発途上国（インド、フィリピン等））

・現行のコーデックスの一般規格により、消費者が必要とする情報は十分に伝達されている。量的原材料表示の実効性には疑問があるため、各國が任意で取り組むべきであり、コーデックスにおける検討は不要。

（英國、ノルウェー、豪州、ニュージーランド、C I）

・量的原材料表示は、消費者保護の観点から意義がある。作業部会を設けて、検討すべき。

○第29回食品表示部会における修正案（英国提案（CX/FL 01/12））
 （議題10「原産国表示に関する作業ペーパー」（CX/FL 02/11））／添付書類1）
 [仮訳]

4.5 原産国

製品

4.5.1 食品の原産国は、表示するものとする。

4.5.1.1 「の產品」（または、「の製品」、「で生産された」、「原産地」、スイス、等々）という用語は、全ての重要な原料または成分が明確にされた国から来たものであり、そして、実質的にその食品と関連する生産/製造プロセスの全てがその場所または国の範囲内で行われる場合に限り使用されるものとする。重要な原料がその国から来たものでない場合には、例外が認められる。

4.5.1.2 食肉に対しては、原産国は、生まれ育ち屠殺された場所である。これらの場所が異なる場合には、それぞれを表示するものとする。

4.5.1.3 「の產品」またはその同等の用語が使われていない場合には、原産地表示はその食品がその性質の実質的な変化を最後に受けた国を特定し、「で塩漬けされた」、「でつくられた(made in)」、「でつくられた(prepared in)」、「で製造された」などの適当な用語を使用すべきである。包装、切断、薄切り、細刻、刻み、おろしその他類似の工程はこの目的に合っては食品の性質を実質的に変化させる工程ではない。

4.5.2 表示が原産地を意味しうる他の材料を掲示している場合は、表示が消費者に誤解を与えることを避けるために十分に目立つようにすべきである。

原料

4.5.3 省略すると消費者に誤解を与える可能性がある場合には、どの原料でも原産地は表示しなければならない。これは、表示が、原料原産国と加工した国とが同じであることを意味する場合には特に重要である。

4.5.4 問題の原料の原産国が製品の原産国と同じものである場合を除いては、原産地は次の場合に対して常に表示するものとする。

- ・[主な原料（基準を決定すべし）]、又は、
- ・[特定の確認された原料（例えば、食肉および乳製品、基準を決定すべし）]、

又は、

- ・[使用料が少なくない場合、消費者によって食品の名称で呼ばれるか、または通常その名前に関係がある原料（基準を決定すべし）]

4.5.5 原料原産地の表示は、可能なかぎりいつでも、関係国は一国にすべきである。他の場合には、国グループで言っても、また「原産地は、変わる可能性がある」または「一ヵ国以上の生産品」のようなフレーズを使ってもよい。

[包装食品の表示に関する一般規格（現行規格）]

(抜粋：原産国表示関連部分)

[仮訳]

4.5 原産国

4.5.1 省略すると、消費者を誤解させ又は欺くことになる場合は、食品の原産国が明示されるものとする。

4.5.2 食品が別の国においてその性質を変化させる加工を受ける場合にあっては、当該加工が実施される国は、表示の目的上、原産国と見なされるものとする。

○第29回食品表示部会における修正案（英国提案（CX/FL 01/12））

（議題10「原産国表示に関する作業ペーパー」（CX/FL 02/11）／添付書類1）

4.5 COUNTRY OF ORIGIN

PRODUCTS

4.5.1 The country of origin of the food shall be declared.

4.5.1.1 The term 'produce of' (or equivalent, such as 'product of', 'produced in', 'origin', Swiss etc) shall only be used where all the significant ingredients or components come from the identified country and virtually all of the production/manufacturing processes associated with the food occur within that place or country. An exception is allowed where significant ingredients cannot come from the country in question.

4.5.1.2 For meat, the country of origin is the place of birth, rearing and slaughter. If these places differ, then each shall be declared.

4.5.1.3 Where the term 'produce of' or equivalent is not used the origin declaration should identify the country in which the food last underwent a substantial change in its nature and use appropriate terminology, such as "cured in", "made in", "prepared in", "manufactured in". Packing, cutting, slicing, mincing, shredding, grating and other similar processes are not, for these purposes, processes that substantially change the nature of the food.

4.5.2 Where the label carries other material that may imply origin, the declaration should be sufficiently prominent to avoid misleading consumers

INGREDIENTS

4.5.3 The origin of any ingredient must be given if its omission would mislead or deceive the consumer. This is particularly important where the labelling implies that the country of origin of the ingredients is the same as the country of processing.

4.5.4 Except where the country of origin of the ingredient in question is the same as the country of origin of the product, the origin shall always be declared for:

- [the main ingredients (threshold to be determined)], or
- [specific identified ingredients, (e.g. meat and dairy products, threshold to be determined)], or
- [ingredients that are mentioned in the name of the food, or which are usually associated with that name by the consumer, unless they have been used in small quantities (threshold to be determined)]

4.5.5 Declarations of ingredient origin should, whenever possible, relate to a single country. In other cases the declaration may refer to groups of countries or use phrases like 'origin may vary' or 'produce of more than one country'.

我が国の考え方（案）
〔原産国表示に関する作業ペーパー〕

1. 検討内容

消費者の関心を踏まえて、原料原産国表示の規定の追加等の原産国表示の見直し

2. 考え方

(1) 原産国表示は、消費者にとって、商品の品質を判断し、適切に商品を選択するためには重要な情報である。

このため、日本では、全ての生鮮食品について原産地（国）表示を義務付けている。また、輸入した加工食品についても、原産国表示を義務付けているほか、一部の加工食品については、主な原料の原産国表示を義務付けている。

（ただし、消費者が関心を有する商品、原材料は、食生活の形態が相違することから、各国によって異なる。）

(2) 原料の原産国が最終製品の品質に与える影響は製品によって異なるが、加工度が低く原料が原形をとどめているような食品については、原料の原産国に関する情報を表示することは有益であると考えられる一方、製造業者にとっては、原料原産国表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、正しい表示を行うことが困難であったり、多大な経済的負担が強いられる可能性がある。（表示に要する新たな経済的負担は結果的に消費者に転嫁）

(3) このため、原料原産国表示については、消費者が適切に商品を選択するため、どのような品目について原料原産国表示が必要か、また、製造・流通の実態から信頼性のある原料原産国表示の実施が可能か、表示方法はどうあるべきかという観点から、その実施について検討する必要がある。

〈第30回食品表示部会における議論（2002年5月）〉

（EU諸国、韓国、マレーシア、グリーンピース、CI）

・原産国表示の規定については、現在の規格では消費者の要望には対応できないため、見直すことが必要。

（米国、カナダ、中南米諸国、豪州、ニュージーランド、ケニア、製造業者団体）

・原産国表示については、実効性に問題があり、規定を見直す必要がない。